

令和8年3月24日

再申入書

〒530-0047

大阪市北区西天満5丁目9番3号アールビル本館7階

黄法律事務所

株式会社SPサービス代理人

弁護士 黄 大 洪 殿

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

TEL 011-221-5884

FAX 011-221-5887

当法人から株式会社SPサービス（以下「貴社」といいます。）に対し令和7年12月15日付け申入書（以下「当法人申入書」といいます。）を送付した件に関し、貴職からの令和8年1月30日付け書面（以下「貴職書面」といいます。）を受けて、当法人は、貴社に対し、次のとおり再申入れいたします。

第1 申入れの趣旨

1 株式会社エイト（以下「エイト」といいます。）と消費者との間の家庭教師役務提供契約の関連商品である教材販売に関し、貴社が消費者（購入者）との間で締結した個別信用購入あっせん契約に基づく立替金について、エイトによる家庭教師役務提供の債務不履行（以下「エイトの債務不履行」といいます。）を理由として貴社に支払停止の申出をした消費者において、エイトの債務不履行発生時に生徒が在籍していた学年以降用の教材代金について損害賠償請求権を有しており、貴社に対して立替金の支払を停止できる根拠があるにもかかわらず、貴社からの請求、和解の申出等により支払う必要のない金員を支払っている者がいないかどうかを調査し、これに該当する消費者に対しては当該金員を不当利得として返還することを求めます。

2 前項の措置による結果につき、該当する消費者の人数、返還すべき金額の合計及び返金の実施状況を、当法人に対して明らかにしてください。

第2 申入れの理由

1 消費者の損害賠償請求権と抗弁対抗について

当法人申入書に記載しましたように、エイトの債務不履行により家庭教師の役務提供を受けることができなくなった消費者は、関連商品である教材の販売代金について、エイトの債務不履行発生時に生徒が在籍していた学年より上の学年用の教材代金についてはもとより、その当時在籍していた学年用の教材代金についても役務提供を受けることができなくなった期間に応じた分の損害賠償請求権を有することが考えられます。例えば、生徒が1年生に在籍しており、1年生用の教材を4月1日から同月30日まで1か月間使用したところでエイトの債務不履行が発生した場合、当該消費者はエイトに対して残りの11か月分、すなわち1年生用の教材代金の12分の11の金額に相当する損害賠償請求権を有しているときは、これを自働債権とする相殺の抗弁が可能であることから、この抗弁を対抗して貴社に対する立替金の支払を拒絶することができるということです。

この点、貴職書面においては、「損害の範囲等において、役務未提供期間や教材の未使用部分を考慮すること自体は否定しませんが、そのみが唯一の損害の範囲等の構成要素ではあるとは考えておりません。上記考慮要素に加えて損害の範囲等において考慮すべき事由は、上記イのとおりです。」として、「本件教材の時価、性質、実際の教材の個別の使用状況、エイトが停止した以降のX社等による個別の役務提供の事情など」を考慮して損害の範囲等を判断すべきところのご主張がなされているところです。

確かに、エイトの債務不履行が発生する前に生徒がエイトの家庭教師とは関係なくすでに教材を使用していた、エイトの債務不履行が発生した後に生徒が他社の家庭教師のもとで教材を使用しているなどの事情により、消費者（購入者）に当該教材代金に関する損害が発生しない場合もあり得るところです。

他方で、そうした事情がない場合は、前述のとおり、エイトの債務不履行発生時に在籍していた学年用の教材代金についても、消費者（購入者）は、役務提供を受けることができなくなった期間に相当する分の損害賠償請求権を有することになります。

2 貴社の和解案について

貴職書面によりますと、貴社の令和7年9月19日付け「クレジット契約ご利用のお客様へ エイト事業停止に伴う和解案ご提案のお知らせ」と題する書面における「お子様の在籍学年分の教材代金相当のお支払をご負担いただく内容となります。例：中学1年～3年分の教材を購入し、事業停止時点で中学2年だった場合、中学1・2年分相当のお支払をお願いします。」との記載は、誤送付されたものとことです。

この点、貴職書面においては、「和解済みの顧客については、本件教材の

個別事情を踏まえて和解を行っており、本件部分の基準を形式的に適用した和解はしておりません。」とのことですが、貴社が前記記載のある書面を消費者に送付していながら、実際の和解は全て適切に行われているとは考えがたいところです。

3 十分な調査と不当利得がある場合の返還について（申入れの趣旨 1 項）

以上の理由から、当法人は、貴社に対し、エイトの債務不履行を理由として貴社に支払停止の申出をした消費者が、債務不履行発生時に生徒が在籍していた学年以降用の教材代金について損害賠償請求権を有しており、貴社に対して立替金の支払を停止できる根拠があるにもかかわらず、貴社からの請求、和解の申出等により支払う必要のない金員を支払っていないかどうかについて十分な調査を行うことを求めます。

また、その結果、これに該当する消費者に対しては、当該金員を不当利得として速やかに返還することを求めます。

4 結果の開示について（申入れの趣旨 2 項）

前項の措置による結果については、該当する消費者の人数、返還すべき金額の合計及び返金の実施状況を、当法人に対して明らかにしていただくことを求めます。

5 ご回答について

つきましては、本申入れに対する貴社のお考え・ご対応を、書面にて当法人事務所宛に、令和 8 年 4 月 3 0 日までにご送付ください。

なお、本再入書に対するご回答の有無及び内容につきましては、当法人の活動目的のため、公表させていただくことをあらかじめ申し添えます。

以上